

## 令和6年度山形市企業DX推進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、生産性の向上を目的として、デジタル技術を活用し、業務の効率化や経営課題の解決に取り組む市内の中小企業者を支援するため、デジタルツールの導入等に係る経費について、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社を有する中小企業者（従業員の数が50人以下の企業をいう。）及び市内に事業所を有する個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者
- (4) 法人の場合で、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) その他市長が補助対象者として適当でないと認める者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の補助対象事業の欄に定める事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国、県、市、民間団体、企業等からの補助金等の交付を受けていない事業
- (2) 補助金の交付決定後に着手し、令和7年2月28日までに完了する事業

(補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付の回数は、1補助対象者につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度山形市企業DX推進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 山形市企業DX推進事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業所の所在地等を証明する書類（発行後3か月以内の履歴事項全部証明書、登記簿謄本等。個人事業主の場合は、開業届出書の写し等）
- (4) 従業員の数を証明する書類（厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額決定通知書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書（控え）の写し、賃金台帳等）
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 反社会的勢力排除に関する誓約書（別記様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象事業費の20%を超える増減以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、令和6年度山形市企業DX推進事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 3 規則第7条第1項第2号の規定により補助対象事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した令和6年度山形市企業DX推進事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、令和6年度山形市企業DX推進事業費補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を証明する書類の写し（請求書等）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）
- (3) 収支精算書（別記様式第3号）
- (4) 機器を設置した場合は、設置後の写真及び機器の型番が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（関係書類の保存）

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類及び帳簿書類を、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第10条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、取得財産管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、規則第18条の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和6年度山形市企業DX推進事業に係る財産処分承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、当該承認を受けようとする者に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができる。
- 3 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助上限額
勤怠管理ツール等を市内の事業所で導入する事業（必須事業）	<p>勤怠管理ツール等の導入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) 勤怠管理ソフトウェアの導入に要する経費</p> <p>(2) 勤怠管理クラウドサービス利用型に要する経費（利用料を含む。）</p> <p>(3) 勤怠管理システムの導入等に伴う周辺機器（ICカード打刻用機器、指紋認証用装置、動脈認証装置等）の導入に要する経費</p> <p>(4) 給与管理ソフトウェアの導入に要する経費</p> <p>(5) 給与管理クラウドサービス利用型に要する経費（利用料を含む。）</p>	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円
ペーパーレス化につながるツール、設備等を市内の事業所で導入する事業（任意事業）	<p>ペーパーレス化につながるツール、設備等の導入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>(1) グループウェアの導入に要する経費</p> <p>(2) 日報アプリの導入に要する経費</p> <p>(3) 会計ソフトウェアの導入に要する経費</p> <p>(4) OCRの導入に要する経費（AI OCRを含む。）</p> <p>(5) (1)から(4)までのクラウドサービス利用型に要する経費（利用料を含む。）</p>	補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	10万円

備考1 任意事業は、必須事業を行う場合に限り補助対象事業とする。

2 この表の必須事業の項補助対象経費の欄に定める(4)及び(5)の経費は、既に勤怠管理システムを導入している場合又は今後、新たに勤怠管理システムを導入する場合に限り補助対象経費とする。

3 パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター及び複合機の導入に要する経費は、補助対象経費としない。